もの区分に係るものに限る。）が、当該市町村計画において定める当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数（申請事業開始年度に係るものであつて、同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達している場合又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認める場合とする。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部改正）

第二条　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令（平成二十三年厚生労働省令第百十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　次のいずれにも該当する市町村（特別区を含む。以下同じ。）であること。 イ　前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所に限る。）又は子ども・子育て支援法第四十三条第二項に規定する特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者（同法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護者に限る。⑷において「教育・保育給付認定保護者」という。）の	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　次のいずれにも該当する市町村（特別区を含む。以下同じ。）であること。 イ　前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所に限る。）又は子ども・子育て支援法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者（同法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護者に限る。⑷において「教育・保育給付認定保護者」という。）の

もの区分に係るものに限る。）が、当該市町村計画において定める当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数（申請事業開始年度に係るものであつて、同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達している場合又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認める場合とする。

改正後	改正前
当該申込みに係る児童であって特定教育・保育施設等を利用していないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数が百人以上であること。 ⑴～⑷　（略） ロ　（略） 二　（略）	当該申込みに係る児童であって特定教育・保育施設等を利用していないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数が百人以上であること。 ⑴～⑷　（略） ロ　（略） 二　（略）

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の施行の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年九月八日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一七―〇―一三三

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部沖縄総合事務局の項中「情報管理官」を削る。

別表公正取引委員会の部事務総局の項中「経済調査室長」を「経済調査室長　デジタル市場企画調査室長」に改める。

別表個人情報保護委員会の部事務局の項中「次長」を「次長　審議官」に改める。

別表カジノ管理委員会の部事務局の項中「部長　監察官」を「部長　監察官　公文書監理官」に、「調査室長　犯罪収益移転防止対策室長」を「犯罪収益移転防止対策室長　調査官」に改める。

別表金融庁の部内部部局の項中「仮想通貨モニタリング室長」を「暗号資産モニタリング室長」に改める。

別表消費者庁の部内部部局の項中「管理室長」を「人事企画室長　管理室長」に、「国際室長　企画官」を「国際・研究室長　企画官　食品ロス削減推進室長」に改め、「専門官（人事）の下に「又は文書の審査」を加える。

別表総務省の部内部部局の項中「地方情報化推進室長」を「デジタル経済推進室長」に改める。

別表法務省の部内部部局の項中「矯正医療管理官　訟務支援管理官」を「更生支援管理官　矯正医療管理官」に改め、「更生保護企画官　地域連携・社会復帰支援室長」を削り、同部少年院の項中「次長」を「次長　部長」に改め、同部矯正管区の項中「管区調査官　管区監査官」を「管区調査官　管区監査官　矯正就労支援情報センター室長」に改める。

別表文部科学省の部内部部局の項中「人事企画推進官」を「人事企画推進官　障害者活躍推進官」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「医療独立行政法人管理室長」を「医療独立行政法人支援室長」に、「審査室長　事業推進室長」を「事業推進室長　鑑定調整室長」に改め、「、審査室長」及び「人事管理調整専門官」を削り、同部国立感染症研究所の項中「薬剤耐性研究センター長」を「薬剤耐性研究センター長　感染症危機管理研究センター長」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「災害総合対策室長」を削り、「情報分析室長」を「情報分析室長　災害総合対策室長」に、「上席国際交渉官」を「上席国際交渉官　統計品質向上室長」に改め、「首席情報企画官」を削り、「食品表示・規格監視室長　米穀流通監視室長」を「食品表示調整室長　米穀流通・食品表示監視室長」に、「和食室長　外食産業室長　海外輸入規制対策室長」を「戦略室長　国際交渉室長　食文化室長」に、「商品取引室長　外食産業室長」に改める。